

災害時における避難所等の利用に関する協定

江戸川区(以下「甲」という。)と東京都立城東職業能力開発センター江戸川校(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定(以下、「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙の管理する施設の一部を江戸川区地域防災計画に定める避難所、待避施設(以下「避難所等」という。)として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用範囲)

第2条 甲が、乙の管理する施設のうち避難所等として利用できる施設(以下「本件施設」という。)の範囲は以下のとおりとする。なお、避難者の受入れは、3.3㎡につき4人の収容を目安とする。

対象とする災害種別	部屋の名称	使用床面積	収容可能人数
地震・大規模火災 洪水・高潮・内水氾濫	体育室(3階)	402.31㎡	約487名
	エレベーター前ホール(3階)	171.06㎡	約207名
	エレベーター前ホール(4階)	273.56㎡	約331名
	エレベーター前ホール(5階)	177.61㎡	約215名

(目的外使用の禁止)

第3条 甲は、本件施設を第1条に定める目的以外には使用しないものとする。

(避難所等として利用できる施設の周知)

第4条 甲は、本件施設の範囲を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

2 乙は、本件施設について、避難所等としての利用が不可能となる事由が生じた場合、又は本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

(連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(避難所等の開設)

第7条 甲は、災害時において、避難所等として利用する必要が生じた場合、乙の指定し

た場所を避難所等として開設することができるものとする。

- 2 乙の管理する施設の閉校時の解錠方法については、別に定めるものとする。
- 3 甲及び乙は、避難所等を円滑に開設するため、相互に緊急対応要員を定めるものとする。

(開設の通知)

第8条 甲は、第7条第1項に基づき避難所等を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

- 2 甲は、避難所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の指定した場所を避難所等として開設することができるものとする。この場合において、開設後速やかに、甲は乙に対し避難所等を開設した旨を通知するものとする。

(避難所等の管理)

第9条 避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

- 2 避難所等の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。
- 3 避難所等を閉鎖する場合、甲は避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。
- 4 乙の施設において、甲が開設している避難所等と都立一時滞在施設が同時に開設されている期間については、甲乙が相互に協力して管理運営を行うものとする。

(使用時の注意事項)

第10条 甲は、避難所等として本件施設を使用する者に対し、第2条の使用範囲以外に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

- 2 乙は、本件施設に地域住民等が避難したときに発生した事故に対する責任は一切負わないものとする。

(費用負担)

第11条 避難所等の管理運営に係る費用及び避難者によって避難所等に生じた損害は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(請求及び支払)

第12条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、避難所等使用費用請求書(第1号様式)により、請求するものとする。

- 2 甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(開設期間)

第13条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合、甲乙協議の上、使用許可期限延長の決定をするものとする。

(避難所等の閉鎖)

第14条 甲は、災害の危険がなくなった場合、又は避難者を本件施設以外へ誘導した場合など、本件施設の避難所等としての利用を終了する際は、乙に避難所等使用終了届(第2号様式)を提出するとともに、本件施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

2 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期閉鎖に努めるものとする。

(情報の不開示)

第15条 甲は、本協定で知り得た本件施設の警備に関する情報を、第三者に提供してはならない。

2 乙は、本協定で知り得た地域住民の個人情報を、第三者に提供してはならない。

(損害補償)

第16条 避難所等の開設及び管理運営業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第17条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第18条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年3月22日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区中央二丁目31番27号
東京都立城東職業能力開発センター江戸川校
学校長 奥山 浩希